五　相続人申出等情報又はその提供の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。
六　相続人申出等情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。
七　相続人申出等情報の内容が相続人申出等添付情報の内容と合致しないとき。
八　相続人申出等添付情報が提供されないとき。

2　登記官は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該相続人申出等を却下することができない。

3　第三十八条の規定は、相続人申出等を却下する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは、「相続人申出等添付書面が提出された」と読み替えるものとする。

（相続人申出等の取下げ）

第百五十八条の十七　第三十九条第一項及び第二項の規定は、相続人申出等について準用する。

2　登記官は、相続人申出書又は相続人申出等添付書面が提出された場合において、相続人申出等の取下げがされたときは、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を還付するものとする。

第三十八条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（相続人申告登記等の完了通知）

第百五十八条の十八　登記官は、相続人申告登記等を完了したときは、申出人に対し、職権による登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申出人が二人以上あるときは、その一人に通知すれば足りる。

2　前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　申出の受付の年月日及び受付番号
二　不動産所在事項
三　登記の目的

3　第一項の通知は、次の各号に掲げる相続人申出等の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

一　相続人電子申出　法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による登記が完了した旨及び前項各号に掲げる事項をいう。以下この条において同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
二　相続人書面申出　通知事項を記載した書面を交付する方法

4　送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所を相続人申出等情報の内容としなければならない。

5　第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合について準用する。

6　登記官は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、申出人に対し、職権による登記が完了した旨の通知をすることを要しない。

一　第三項第一号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。
二　第三項第二号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。